

## 【総務省】

日時：2012 年 7 月 18 日（水）13：30～14：00

場所：総務省 合同庁舎第 2 号館 1F4 号会議室

対応：大臣官房政策評価広報課情報公開渉外第 2 係長、自治行政局調整課調整係長、同 行政第三係長

## 1 公教育の無償化について

(1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。

(2) 学校の経理事故の防止と適正化を図るため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行うこと。特に学級費、給食費等の学校徴収金の取り扱いは、地方自治法第 210 条、第 235 条の 4 第 2 項違反であることを文部科学省と協議し地方自治体への改善を行うこと。

また、学校給食費の公会計処理への移行については、旧文部省時代の行政実例によって各自治体が判断を行っており、地方自治法等に適合した会計処理が行われるよう、文部科学省との調整並びに自治体への助言を早急に行うこと。

自治労 要請項目の 1 番、公教育の無償化についての部分。文面内容等についてはあらためて説明をしないので、質問に回答していただくという形でお願いしたい。

学事協 公会計の問題については、総務省から学校で扱っている金銭、これを地方自治法に基づいた取扱いをしていないのではとの見解をいただきこの間、文部科学省ともこの話を進めてきた。いまも日本全国の地方自治体で経理事故、特に学校現場で経理事故が起きている。

そういった意味では、地方自治体の保守保身、保護者からの信頼、学校のコンプライアンス意識が社会問題化してきている。読売新聞等の行った調査によると本来、公費で支出すべきお金を私会計で負担をしている。学校側に聞いても「それは知らなかった。別に集めても良いと考えていた。」という回答が返ってくる。経理事故の中には、十分なチェックシステムがないままで多額の金銭事故が起きている。やはりこの問題については、公会計のチェックのもとに、市民や保護者から信頼される事務処理を進めていくことが、最低限のことだと思っている。

総務省から文部科学省の方へそれらについての整合性を求める問いをしてももらったが、文部科学省からの回答が不十分であると一度差し戻した後の経過を教えてください。

総務省 今、お話しされた通り、要請があった後、文部科学省の方には当省の見解を伝えている。文部科学省としては、もともと文部科学省の通知に基づいての取扱いとい

うことで一度持ち帰って検討したいとのことである。先般の話から進捗はないが、大きな問題ということで文部科学省が慎重に検討しているものと認識をしているところである。今のところ文部科学省からアクションがない状況である。

5 自治労 この 2 年間程度、地方自治法 210 条違反という指摘があっても文部科学省は、行政事例についての判断が止まったままになっている。私どもとしては、是非改めていただきたいという話をずっとしてきた。児童手当からの自動徴収という関係もあるので、積極的に話を進めていただきたい。文部科学省の回答についても総務省から積極的に是正を促して欲しいと要請している。まだ回答を待つということか。

10

総務省 要請書にも書いていただいたとおり、もともと文部科学省の通知が発端になっている話。私どもとしては先ほどからの見解を伝えている。文部科学省の方で検討していただいているということで、私どもは認識している。

15

自治労 文部科学省が全国 10 の自治体で準公金という処理システムをつくる研究をし、1 つのシステムをつくった。学校で扱っているお金は、準公金だから校務管理のもとで処理できるというシステムである。これまでの話では準公金という規程はない。このままいくとそういった話が既成事実として広まっていく。自治体の方は、「そうか学校で集めている公金以外のお金は、準公金としてこのシステムに組み込めばそれで良いのだ」という状態が全国的に広がっているという事実がある。そういったことから、是非とも早めに総務省と文部科学省との見解の相違を解消していただきたい。地方自治法の解釈としては、総務省が正しいがその後どうするのかという改善策を相談するべきなのだが、文部科学省からは、「地方自治法には違反していない」というコメントしか返ってこない。私たちとしては、同じ政府内なのでそのすり合わせを早くしていただきたいということが 1 つ。

20

25

それと 5/10 の朝日新聞の報道でもあったとおり、高等学校における PTA 会費の不正経理事件、用途が不明確な経理について文部科学省が調査を下ろしたが、そのことに関して、その金銭が校内的に適切に処理されているか、その金銭を取扱っている事務職員は、職務としてこなしている訳だが、それが適切であるかどうかについてもこの時期にきちんと問題にしていかなければいけない。それに関してはどうか。

30

総務省 PTA 経費、保護者からの PTA 会費として納められている経費についてか。

35

自治労 それが教職員の人件費、施設修繕、ひどい学校では校長が海外旅行に行く飛行機代に使われたりしている。1 つにはチェックシステムが、PTA 組織そのものが機能

していない。もう 1 つは、そういったチェックを受けない多額の市民、保護者から集めたお金が学校の中での運用で処理されている。

5 総務省 そもそも私どもは、詳細を把握していないのではっきりとした答えを示せない。  
PTA 会費は基本的に保護者の方の・・・うまく表現、言葉にできないが、公金になっ  
ているのかどうかである。

10 自治労 PTA 会費の問題が、いま報道で大きくなっているが、大きく整理すると学校給食  
費の問題、もう 1 つはその他の学校徴収金、教材費という部分の問題と 2 つある。  
給食費については、学校給食法と文部科学省の行政実例があるが、その他の徴収金  
については、一般的な PTA 会費を含めた徴収金の取扱いについてもずっと文部科学  
省の見解を待ったままである。これで良いのかという話である。総務省の方で一步  
踏み込んでそういう歳入・現金の扱いについては、違法であり改善が必要であると  
もっと強く打ち出していただけないか。

15 総務省 PTA 会費、その他の学校徴収金については学校給食費とは性質的にもまた違った  
経費であり、例えば学校給食費は、学校給食のために使われるが、その他の経費は  
どういった目的でどう使うのか、どういった性質で扱っているのか、ということも  
あるので、一概に学級費だとか PTA 会費だからといってどういう扱いなのかという  
20 ことは実態として見なければ何とも申し上げられない。

自治労 以前にいただいたコメントでは、まずそういった任意団体が扱う経費については  
「公金ではないのでそれを地方公務員が勤務時間中に処理するということはおかし  
い」「その処理をしている時間は地方公務員法第 35 条に違反している」とのことだ  
25 った。「そもそも公会計、公金でないお金が学校で保管されること自体、もしくはチ  
ェックのもとにおかないお金を市民から集め執行していることは、やはりコンプラ  
イアンスに反しているのではないか」との見解だったがその通りの話で良いか

30 総務省 PTA 会費を勤務時間内で扱っているのは、どうなのかと思うが担当ではないので  
それが間違いがないかについては、申し訳ないが回答する立場にはない。

自治労 過去にもお答えいただいているので、それについては変更がない限り見解には相  
違がないと考える。

35 総務省 学校給食費の話で言えば、学校給食が自治体の事務として行われているならば地  
方自治法の公金として扱うべき問題であると考えます。

自治労 学校給食は、自治体の事業である。今、児童手当の関係から言っても債権・債務の整理の問題から言っても、給食費を公金として位置づけないとどうにもならない状況に陥っている。背景そのものがどんどん新しい状況になっている。なるべく早い時期に文部科学省が改善に向けた方向性を出さないと、違法行為を是正する判断をとっていただかないと市民からの信頼を回復できないと思う。そういう面では是非、総務省から整合性ある説明をできるよう早急にさせていただきたい。

私どもは、先ほど厚生労働省に行ってきた。そこで児童手当の関係で保護者の申出があれば、自動徴収・給食費等の振替ができるということについて質したが、文部科学省・総務省と一定のすり合わせはしていると言いつつも、総務省はこういう見解をだしていると言うと非常に困っていた。厚生労働省は、「せっかく児童手当として予算をつけた以上、それを適切に使って欲しい。」と言いつつも仕組みとその処理がいま非常にあいまいになったままである。法令違反となったままとなっていることに危機感を持っている。そのあたりは、文部科学省が見解を出していかななくてはいけないし、総務省からも指摘をしていただかないと厚生労働省も厳しい立場だと思われる。是非、積極的に法的な解釈から改善に向けた関与をしていただきたいと思いますと思うが、このあたりはどう考えているのか。

総務省 文部科学省は現実の会計処理を把握していると考えますが、全国的な大きな問題とあって当然検討しているところだと思われる。文部科学省からの見解、解釈等を含めこちらとしても検討させていただきたいと思っている。

自治労 1 つお願いがある。全国で経理事務事故が発生している。総務省から例えば財務課長内簡などの中で公金の扱いについて触れていると思うが、総務省としての地方自治法に基づく会計処理は、特に教育・学校で適正に行なうように指導していただきたい。

総務省 総務省としての所管があるが、文部科学省としての所管もあるのでそこは協力しながら進めていくという形になると思う。

自治労 給食費を名指しする訳ではないが一法令に基づいた形で会計処理していく形で雑務金が常態化しているものの改善化、市民から集めた給食という自治体の実施事業のお金が歳入を経ないで、チェック体制がないままに放置されている状態・状況に関しては是正していただきたい。従来文部科学省は、総務省の判断つまり地方自治法に反しているという見解が、それ自体がおかしいと言っていた。それについては怒っていただきたい、きちんと公会計で処理をするよう話をしていただきたい。

自治労 包括外部監査が入るたびに法令的に解釈すると全て公会計するしかなく、指摘された自治体に関しては公会計へ移行しつつある。事故が起きると公会計へ移るということ繰り返しているにも関わらず S32 年の行政実例が「私会計で取扱いしても良い」とされている中で、教育委員会も「わざわざ文部科学省が良いと言っているのに変える必要はないだろう」という足かせになっている。やはりそこは解いていただき、経理の健全性に繋がっていくものとしていただきたい。

総務省 行政実例がまさに私会計でも良いということになっている。そこがネックになっていると思う。その辺についてはきちんと文部科学省の方へ引き続き言っていきたい。

### 3 学校事務職員の定数について

(2) 東日本大震災による被災学校については、施設設備の復旧の長期化に備えるため、正規事務職員を加配するとともに、その定数を賄える予算を計上すること。

自治労 定数の関係。震災対応に関わってということで要請をしているが、何かコメントはあるか。

総務省 具体的に聞きたいが、施設設備の復旧の長期化というのはどういうことなのか。正規職員という縛りがあるのでもう少し説明していただければ思う。

自治労 任用に関しては各自治体の判断ということであるが、正規職員にこだわるのは、今、世の中の的に臨時・非常勤、格差、ワーキングプアという問題がある、そういう部分で総務省の見解はどうなのか。

総務省 過去の経緯、また消費税の論議がされ国の財政も非常に厳しくそれに伴い地方の財政が厳しいという中で、地方・首長が地域の実情を踏まえて職員の配置等を議論している中で、片や震災を別にしても非常にケースワーカーが足りないとか、どこに人を配置するのか、正規職員を配置するのか。ケースワーカーの話も 1 年、2 年というものではなくきちんと経験年数をこなした方、経験を持った方を配置するといったできるだけ生活保護世帯を減らすという努力も各自治体でそれぞれ行っているという現状がある。地域の配置にはやはり地域の実情があると思う。そういった中で、今回東日本大震災という特殊な話でいただいているが、例えば今回の東日本大震災で新たに発生した行政需要があるが、それが短期的、長期的なものかなど、それぞれ行政需要の中身・スパンが違うと思う。やはり 1 年未満で終わるものに対

5 しては臨時・非常勤職員を充てる。2～3年かかるものについては、任期付職員を充てる。長期的、永年継続的に続くであろう、例えば原発等については正規職員を充てる。そこは、各自治体が考えていただく、必要に応じ考えていただくというのが主になると考える。そこで国としてどう関わっていくのかと言った時に被災地に  
10 限ってだが、公務員部の方が震災復興特別交付税というものを措置している。被災自治体に限っての話だが復興ということで採用した職員、再任用職員等採用を行った場合は交付税措置をしているので、各自治体がそれを活用するかいなかという判断があると思う。このようなメニューをいろいろ取り込んでいき被災自治体の行政需要に対処していただくといったことが基本になると考える。

15 自治労 短期で言うともそういうことになるのかもしれないが、根底にあるものは前の行革で大幅にやり過ぎた結果、正規が少なくなり年齢構成も歪になった。そしてワーキングプアがでてきた。そういった部分を寄り戻して正常化していく必要があるのではないか。

20 総務省 現在総務省としては、過去の集中改革プランや地域行革といった国から地方に対しての要請、%提示はやめた。今はやっていないのでそこからは、各自治体で考えていただくこと。財政上厳しいのは重々承知しているが行政需要の多様化でいろいろな問題が発生している。自治体も苦労しているというのはわかっているが、国も非常に苦しい。社会保障等そういったことで厳しい。自治体、国とお互いに知恵を絞りながら進めるといったことと考えている。

25 自治労 要請は、「被災学校」が主語となっているが、今 3.11 を経て学校が地域の避難場所に指定されているところがほとんどである。学校は、学校事務職員以外は、ほぼ教職で構成されている。学校教育の目的ではない利用である。地域の防災拠点・避難場所として整備を図っていく時に学校事務職員をしっかりと学校組織の中に位置づけて防災拠点としての機能を行政職員として担っていく方向はとても大事である。やはり文部科学省は、学校教育のための予算を確保する官庁なのでなかなか自治体の防災組織等の中にうまく組み込まれていない。結果、学校防災システムが出遅れているというのが実態である。  
30

総務省 学校としての防災か、それとも地域としての防災か。

35 自治労 もちろん地域としての防災である。学校は収容避難場所等に指定されている。災害時に人の配置の問題は大きい。3.11 後の行政需要のことを言ったら各地域の市民の避難場所に学校はなっている。災害が起こるまでの準備、災害後の避難所の運営

について学校の中にいる行政職員としての学校事務職の機能は、とても大きな行政需要と考える。そこは文教予算という枠を越えて条件整備を進めていただきたい。

いまのことに関連して東京の高等学校で、3.11 当日にどんな状況になったのかお話ししたい。学校では、いわゆる用務職、現業職員が業務委託化されその傾向は強くなっている。そして学校事務職員も人事異動が早くなっているという状況もある。3.11 当日も高架水槽からの配管が破裂してその水を止めることができなかった。そういう意味で学校事務職員がきちんと正規職員で施設の維持管理等をできる職責をもっていること。やはり臨時・非常勤職員で賄うのとでは大きく違う。今まで地域との結びつきがそれほどなかったが、今回のことで地域ときちんと結びつきながらいくという話になっている。防災の業務まで担える正規職員を配置していただかないと本当に今の状況で今度また震災がきたら都立学校はその防災機能を発揮しない。そこまで地方自治体は人を減らしてきている。業務のセンター化により人員がすごく減らされている。震災地域以外、東京も含め今後予想される事態も考え、正規職員の定数配置をしていただきたい。

自治労 学校事務職員の来年度の定数予算で言えば、今年はコミュニティースクール加配が 100 名。結果的に 26 名しか手が挙がらなかった訳だが、文部科学省の本音を聞くと事務職員の加配を維持するとか定数を拡大するといった理由付けがなかなか難しい時代になってきていると。特に共同実施そのものが事務職員の効率化というよりも人を増やす機能として措置されつづけているという厳しい状況にある。定数の関係はどうか。

総務省 事務職員だけでどうこうという話は聞いたことがない。文部科学省の主眼にあるのは自然減の方だと考える。それは、教員が主だと思う。それをどう自然減から改善へもっていくかという方が文部科学省の興味のあるところだと思う。

自治労 国が配当権限を持っている 6 万人の定数ではなく地方が主体的定数管理をどんどん入れていき国の関与でなく地方の判断で基本定数の中へとシフトしていくべきと私たちは思っている。いま全国でおよそ 800 人あまりの学校事務職員が共同実施加配されているが、その 1 つの袋の中に 35 人学級をやっていく、進めていく中でどこからその原資をもってくるのかを考える時にやはりその 6 万人というのは大きい。他所から増という話にはならないのか。

総務省 他所からという話にはならない。

自治労 文部科学省が、いま持っている第 7 次までの 6 万人の袋からどう回していくのか

という議論になるのか。

5 総務省 新しい事業をやりたい時には、やはり義務教育の場合は、国庫 1/3 残りは地方と  
なっているのが基本的に財務省の壁をどうやぶるのかというのが文部科学省の第 1  
のハードルである。地方の方で必要だという話をいただければそれなりに用意でき  
る部分、できない部分もある訳だが。交付税もかぎりある資源である。文部科学省  
は毎回財務省にチャレンジしている訳だが、35 人学級についても毎回跳ね返されて  
いるのでそれを突破できないかぎり難しい。

10 自治労 35 人学級を実現していくと言った時には、外から純増分を持ってくる話は難しい  
か。

15 総務省 現状ではそうである。いろいろな力学が働くところだと思うが。国としてやって  
いこうとなればもちろんもっていけるとも思うが、そこまで議論が活発にならない  
限りは難しい。先ほど話があったとおり国も地方も財政が厳しいのであらためて増  
えるような施策をなかなか打ちにくい現状にある。

自治労 文部科学省の検証の話についてはどうか。

20 総務省 35 人学級の検討会の学者の先生が実証実験をしたということで話を聞きにいった  
ことがある。ある学者は、35 人学級は意味がある、数字が上がったと話をしていた。  
思ったよりも効果がないように思うと発言している学者もいた。見えてこないとい  
う部分もある。結果がでてきていれば 35 人学級の議論が進む可能性もあると思うが  
まだ検証の段階。意味のある費用対効果があるという理論がでてくれば 6 万人とい  
25 う袋以外からの増もあり得る。

自治労 財務省は、自然減が進めば 6 万人の袋は担保せずに袋を小さくするという議論も  
しているが、ありえる話か。

30 総務省 あると考える。可能性はあるがそこは、文部科学省にやはり必要なのだというこ  
とを頑張ってもらうしかない。毎年努力されて維持する試みをしているのでそれら  
の判断になると考える。